

大阪市工業用水道  
特定運営事業等

優先交渉権者選定基準

令和2年10月  
大阪市

# 目次

<b>第 1</b>	<b>選定基準の位置付け及び考え方</b> .....	<b>1</b>
<b>1</b>	<b>優先交渉権者選定基準の位置付け</b> .....	<b>1</b>
<b>2</b>	<b>評価の基本的な考え方</b> .....	<b>1</b>
<b>第 2</b>	<b>優先交渉権者選定の方法</b> .....	<b>2</b>
<b>1</b>	<b>選定方法の概要</b> .....	<b>2</b>
<b>2</b>	<b>優先交渉権者選定の体制</b> .....	<b>2</b>
<b>3</b>	<b>審査の手順</b> .....	<b>3</b>
<b>第 3</b>	<b>資格審査</b> .....	<b>4</b>
<b>1</b>	<b>概要</b> .....	<b>4</b>
<b>2</b>	<b>確認事項</b> .....	<b>4</b>
<b>第 4</b>	<b>事業提案審査</b> .....	<b>5</b>
<b>1</b>	<b>概要</b> .....	<b>5</b>
<b>2</b>	<b>提案方法</b> .....	<b>5</b>
(1)	明確な表現について .....	5
(2)	その他留意事項 .....	6
<b>3</b>	<b>評価方法</b> .....	<b>6</b>
(1)	体制及び技術等に関する評価（160 点／200 点） .....	6
(2)	価格評価（40 点／200 点） .....	7
<b>別表</b>	<b>提案項目と評価の視点</b> .....	<b>8</b>

# 第1 選定基準の位置付け及び考え方

## 1 優先交渉権者選定基準の位置付け

本優先交渉権者選定基準（以下「選定基準」という。）は、大阪市（以下「市」という。）が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づく公共施設等運営権制度の活用による、大阪市工業用水道特定運営事業等（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、学識経験を有する者等により構成された大阪市PFI事業検討会議（以下「検討会議」という。）からの意見を受けつつ、市が本事業を実施することが適当と認める民間事業者（以下「優先交渉権者」という。）を選定する方法及び評価方法等を示すものであり、「大阪市工業用水道特定運営事業等募集要項（以下「募集要項」という。）」と一体のものである。

なお、選定基準において使用する用語の定義は、本文中に明示されているものを除き、募集要項に定めるところによる。

## 2 評価の基本的な考え方

市は、応募者の水道事業及び工業用水道事業等に係る実績を勘案し、応募者が本事業の基本方針の趣旨を十分に理解したうえで、募集要項、要求水準書（案）及びモニタリング計画（案）の各事項を満たし、かつ事業運営及び体制構築等に関し、本事業を実施するための高度な能力を備える等、経営の持続性を担保しつつ確実に効率的な本事業の実施が見込まれる提案を高く評価する。

## 第2 優先交渉権者選定の方法

### 1 選定方法の概要

市は、本事業の優先交渉権者の選定にあたって、競争性の担保及び透明性、公平性の確保に配慮したうえで、民間事業者の幅広い能力、ノウハウ、実施体制等を総合的に評価する、公募型プロポーザル方式により行う。

優先交渉権者の選定は、募集要項に示す参加資格の要件に係る充足を確認する「資格審査」と、資格審査を合格した者（以下「資格合格者」という。）が競争的対話等を踏まえて提出した事業提案書を審査し、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する「事業提案審査」の二段階に分けて実施する。

### 2 優先交渉権者選定の体制

優先交渉権者の選定にあたっては、専門的知見及び評価の客観性を担保するため、市は、検討会議の意見を踏まえたうえで、優先交渉権者を決定する。

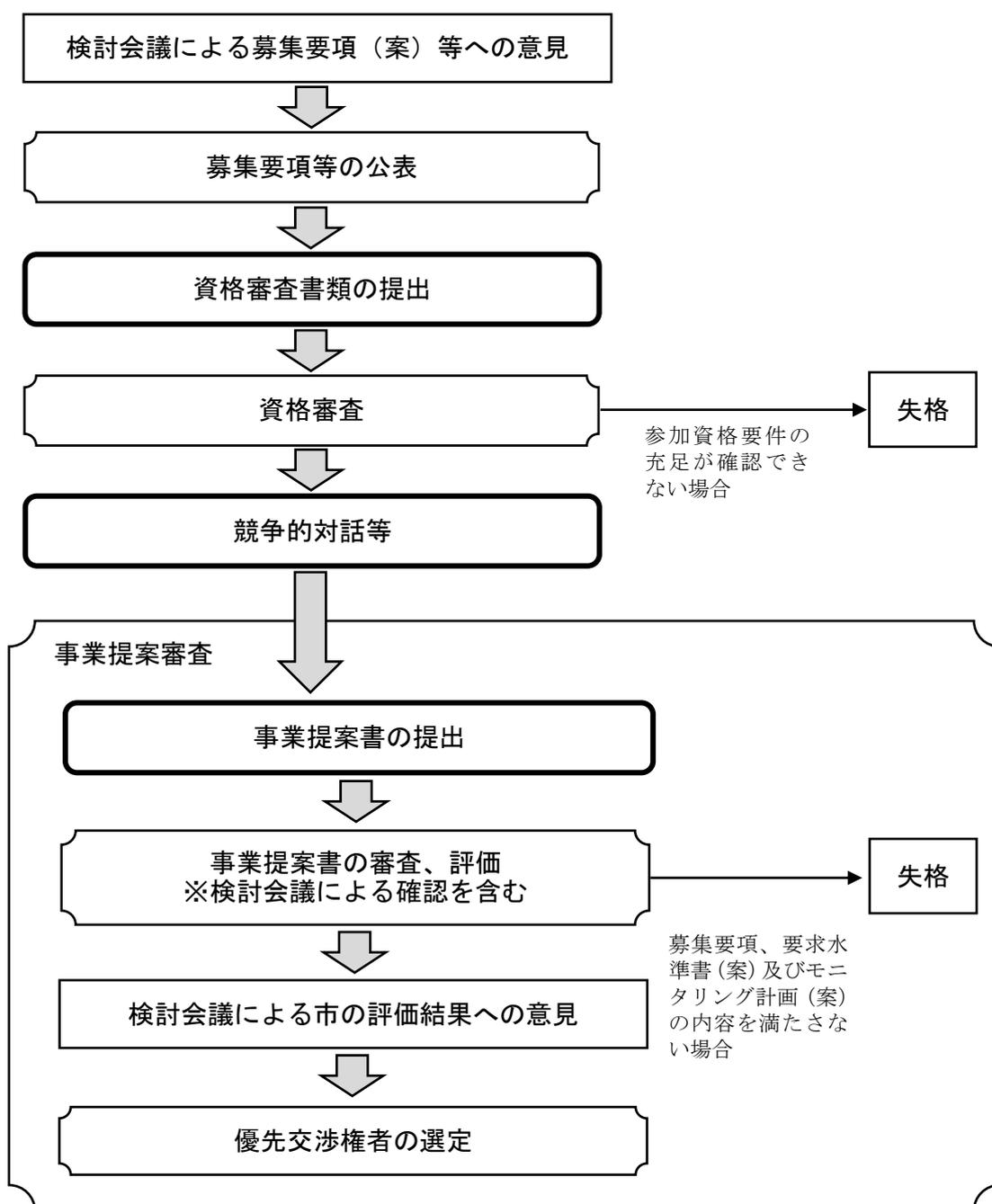
検討会議は、事業提案審査において応募者の提案内容を確認し（プレゼンテーションに参加）、優先交渉権者の選定等について市に対し意見を述べる。

### 3 審査の手順

審査は、図1の手順で実施することとし、各審査の結果等については、応募者へ個別に通知する。

なお、競争的対話等の詳細（日時、場所、方法等）については、資格合格者へ個別に通知する。

<図1 審査の手順>



## 第3 資格審査

### 1 概要

市は、応募者から提出される資格審査書類を基に、募集要項に示す参加資格要件の充足を確認する。参加資格要件の充足が確認できない応募者は、失格とする。

### 2 確認事項

市は、表1のとおり各事項を確認する。各様式については、作成要領及び様式集に則ること。

<表1 審査の手順>

確認事項	提出書類
応募者の構成	<ul style="list-style-type: none"><li>・【様式4】公募参加申込書</li><li>・【様式5-①】応募者の名称等</li><li>・【様式6】公募参加申込等に関する委任状</li></ul> <p>※必要に応じて提出</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・【様式5-②】応募アドバイザーに関する誓約書</li><li>・【様式5-③】応募アドバイザーにおける情報管理に関する誓約書</li></ul>
応募者の資格要件	<ul style="list-style-type: none"><li>・【様式7】参加資格確認申請書</li></ul>
応募者の実績要件	<ul style="list-style-type: none"><li>・【様式8-①】代表企業の資格要件を証する書類</li><li>・【様式8-②】構成企業に求められる実績を証する書類</li></ul>

## 第4 事業提案審査

### 1 概要

事業提案審査は、資格合格者から提出された事業提案書の審査及び評価を行ったうえで、優先交渉権者を選定するものである。

市は、資格合格者のうち事業提案書を提出する者（以下「本審査参加者」という。）の提案内容が募集要項、要求水準書（案）及びモニタリング計画（案）の充足等を含めて、運営体制、収支計画及び実施計画が適切なものになっているか、経営の持続性を担保しつつ確実に効率的なものになっているか等について、事業提案書及びプレゼンテーション（質疑応答を含む。）を基に、審査及び評価を行い、検討会議からの意見を踏まえたうえで優先交渉権者を選定する。

### 2 提案方法

本審査参加者は、市との競争的対話等を経たうえで、作成要領及び様式集に則り、本事業を効率的に遂行できる具体的な実現手法、根拠等を示しつつ、本事業期間全体の運営体制及び運営権対価や一部負担金の提案内容を踏まえた収支計画等を含めた、本審査参加者が想定する事業の実施計画に基づく事業提案書を作成し、市へ提出することとする。

#### （1）明確な表現について

別表の各提案項目においては、事業期間中においてその実施の要否につき客観的かつ一義的に判断できるようにするため、本審査参加者は、その実施を保証するか否かにつき明確な表現をもって記載することとする\*。また、一定の条件を満たす場合にのみ実施を予定する施策である場合、その旨を明記することとする。

なお、市は、特段の条件を設けず実施する施策については、一定の条件を満たす場合にのみ実施を予定する施策及び実施を保証しない施策よりも高く評価する。

※例えば、文脈上別意に解すべき場合を除き、「実施する」、「行う」、「対応する」等の表現については、実施を保証する表現と判断し、「めざす」、「検討する」等の表現については実施を保証する表現とは判断しない。

## (2) その他留意事項

市へ提出する事業提案書について、本審査参加者の名称（コンソーシアム又は構成企業の名称を指す。）は、正本のみに記載し、それ以外については、本審査参加者の名称及び名称を類推できるもの（ロゴマークの使用等を含む。以下同じ。）を記載しないこととする。本審査参加者以外の、本事業に関する受託者等と予定している再委託先等の名称及び名称を類推できるものも同様とする。

## 3 評価方法

市は、次のとおり提案内容を評価する。なお、(1)及び(2)の合計得点が同点となった本審査参加者がいる場合、(1)の得点が高い順に順位を付す。さらに同点となった場合は、(1)のうち別表中、2(2)「ア 管路管理計画(状態監視保全)」、次いで、2(3)「ア 収益性の向上」の得点が高い順に順位を付す。

### (1) 体制及び技術等に関する評価(160点/200点)

市は、本事業の実施体制及び技術等に関する提案内容への評価について、別表の提案項目ごとに挙げた評価の視点を考慮し、その程度に応じて表2に基づき採点を行う。

本審査参加者は、募集要項、要求水準書(案)及びモニタリング計画(案)の各事項を満たしたうえで提案を行うこととし、提案項目(小分類)のうち、「E」の評価を一つでも受けた本審査参加者は、事業提案審査を失格とする。

提案項目ごとに採点者の得点の平均点を算出し、平均点を合計したものを得点結果とする。なお、得点化の際は、小数点第3位以下は四捨五入し、小数点第2位までを求める。

<表2 採点基準>

評価	評価内容	採点基準
A	Bの評価に加え、提案内容が優れている	配点×1.0
B	Cの評価に加え、提案内容が客観的な指標・検証・実績等に基づき、効果等の根拠を明確に示している	配点×0.85
C	Dの評価に加え、提案内容が具体的で、効果を期待できる	配点×0.7
D	要求水準等を満たしている程度	配点×0.6
E	要求水準等を満たしていない	失格

## (2) 価格評価 (40点/200点)

本審査参加者は、市による価格評価を受けるため、募集要項に定める運営権対価(A)に加え、運営権者が実施する浄配水場及び管路の更新等に対して市が支払う一部負担金(B)について市に提案する。ただし、一部負担金の提案額については、実施契約書(案)第67条第4項で定める支障移設等に関する一部負担金及び同上第5項で定める国からの補助金の受領により加算される一部負担金は見込まないこと。

市は、これらを用いて算出する、市工業用水道事業会計による財政負担額(C)を算出し、以下の考え方にに基づき、得点化する。得点化の際は、小数点第3位以下は四捨五入し、小数点第2位までを求める。

$$\text{市の財政負担額}(C) = \text{一部負担金の提案額}(B) - \text{運営権対価の提案額}(A)$$

### ア 市が設定する市の財政負担の上限額に基づく評価 (24点/40点)

上記の式で算出した(C)について、市が設定する上限額(C<sub>0</sub>)を上回らないものとする。

当該上限額以下の提案については、40点中、24点を配点することとし、これを満たさない提案は、失格とする。

$$\text{市の財政負担の上限額}(C_0) : 45\text{億円}$$

### イ 市の財政負担額の低減度合に基づく評価 (16点/40点)

市の財政負担額(C)を用いて、以下の算定式に基づき評価点を算定し、Cが市の定める最低額(C<sub>2</sub>)以下の場合には16点を配点する。なお、C<sub>0</sub>とC<sub>2</sub>との数値の間に、別途C<sub>1</sub>を設定し、Cに対する評価点の重み付けが、C<sub>0</sub>とC<sub>1</sub>の間において、その他の区間に比べて2倍になるよう、評価点の算定式①・②を定義している。

①市の財政負担額(C)が市の定める金額(C<sub>1</sub>)以上の場合

$$\text{評価点} = \frac{32(C_0 - C)}{2C_0 + C_2 - 3C_1}$$

②市の財政負担額(C)が市の定める金額(C<sub>1</sub>)未満の場合

$$\text{評価点} = \frac{16 - 16(C - C_2)}{2C_0 + C_2 - 3C_1}$$

## 別表 提案項目と評価の視点

本審査参加者は、募集要項、要求水準書（案）及びモニタリング計画（案）の各事項を全て満たすことを前提としたうえで、作成要領及び様式集に則って事業提案書を作成する。

そのため、本審査参加者が次表の提案項目において、客観的な根拠（提案内容をなぜ実施できるのか、どのように実施するのかに係る理由、実績、資格、具体的な指標・数値等）をそれぞれ明確に示しているかが評価の視点となる。

提案項目			評価の視点	配点
大	中	小		
1 事業運営方針及び事業実施体制				40
	(1) 本事業の目的、要求水準の理解			10
	ア 事業運営の全体方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本事業の目的及び要求水準書（案）を十分に理解し、国の事業許可を得た工業用水道事業者として、適切な事業運営方針となっているか。</li> </ul>		
	(2) コンソーシアム構成企業の役割、責任分担、出資構成等			10
	ア 各構成企業の役割分担及び出資構成、事業の実施体制、業務責任者の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>● コンソーシアム各構成企業の役割や出資構成等が本事業を確実に遂行できるよう、明確かつ適切に定められているか。</li> <li>● 本事業の実施体制（SPCの管理部門、マネジメント体制、市との連絡体制）やアウトソーシング先との協業体制が、各業務を確実かつ効率的に実施できる具体的なものとなっているか。</li> <li>● 人材確保に関する考え方及び具体的手法が効果的かつ実現可能で、事業期間を通じた体制の維持が可能なものとなっているか。</li> <li>● 各業務責任者が、要求水準書（案）で定める要件を満たし、適切に配置される計画になっているか。</li> </ul>		
	(3) 事業収支、経営リスクへの対応			15
	ア 事業収支（収支計画）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 収支計画が他の提案内容と整合しており、かつ市水道局の過去の収支実績に照らし、事業期間を通じて、妥当かつ信頼できる合理的なものとなっているか。</li> <li>● 事業報酬や想定される需要及び事業費変動リスクへの対応を見込んだ適切な収支計画となって</li> </ul>		

提案項目			評価の視点	配点
大	中	小		
		イ 経営リスクへの対応 (資金調達、事業継続)	<p>いるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 資金調達計画・方法が本事業スキームを踏まえた、安定的なものであるとともに、想定される金利変動リスクへの対応を見込んだ適切なものとなっているか。</li> <li>● 事業継続が困難となった場合の対応策が適切なものとなっているか。</li> </ul>	
(4) S P C の企業統治及び社会貢献				5
		ア 内部統制体制の構築、 地域との共生と情報公開、 環境対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 内部統制体制、個人情報保護、地域との共生、情報公開及び環境対策等に係る方針や具体的手法が、パートナーとなる市の取組みを十分に理解し、事業全般を担う工業用水道事業者にふさわしいものとなっているか。</li> </ul>	
		イ 調査研究と技術開発 への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本事業に関する調査研究・技術開発の取組方針及び実施体制並びに新技術の導入方針が適切なものとなっているか。</li> </ul>	
<b>2 個別業務の実施計画等</b>				<b>90</b>
	(1) 浄水場及び配水場の管理運営			20
		ア 施設管理計画	<p>(施設整備方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 要求水準書(案)に示す浄配水場の更新想定に基づき、本事業期間中における更新等の対象設備を選定し、その実施工程が示されているか。 <p>(維持管理方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設の現状把握が適切にできているか。</li> <li>● 土木構造物、機械・電気設備、建築物・建築設備の各特性に応じて、適切な維持管理手法が定められているか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①状態監視保全の手法</li> <li>②保守点検の手法、サイクル</li> <li>③故障、損傷の程度に応じた補修方法</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>● 浄配水場の維持管理に係る記録データ(状態監視保全、保守点検、補修等)について、具体的な管理手法が示されているか。</li> </ul>	

提案項目			評価の視点	配点
大	中	小		
		イ 運転管理計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市水道事業への委託の有無。(委託の場合は、B評価とする。)</li> <li>(以下、運営権者自らが実施する場合)</li> <li>● 市と同等以上の業務履行を確保するための管理目標水準とその確認手法が示されているか。</li> <li>● 要求水準書(案)で定める工業用水道単独の運転管理システムについて、本事業開始までに構築するための実現性のある提案が具体的に示されているか。</li> <li>● 運転管理システム導入の際、市の運転管理に支障を与えないような連続的な移行が可能な提案になっているか。</li> </ul>	
		(2) 管路の管理運営		40
		ア 管路管理計画 (状態監視保全)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 状態監視保全と事後保全それぞれの対象管路が、管路の機能分類、管種及び漏水実績に応じて、適切に設定されているか。</li> <li>(重点監視路線に導入する手法)</li> <li>● 状態監視保全を構成する技術が具体的に示されているか。</li> <li>● 提案する状態監視保全の実施により、期待できる効果について、精度や実現性の評価も含め、具体的に示されているか。</li> <li>(重点監視路線以外に導入する手法)</li> <li>● 漏水リスクを適切に分析・評価しているか。</li> <li>● 大規模漏水のリスクレベルに応じた状態監視手法が選択されているか。</li> </ul>	
		イ 管路管理計画 (更新)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 要求水準書(案)で定める重要管路の更新について、実施工程が具体的に示されているか。</li> <li>● 本事業期間中に著しい老朽化が判明した場合等、要求水準書(案)で定める重要管路以外の更新等について、具体的な対処方針(更新等の対応の考え方、想定している事業量)が示されているか。</li> </ul>	
		ウ 維持保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 弁栓類、水管橋、共同溝内管路、管路用地について、巡視・保守点検や修繕方法が適切に定められ</li> </ul>	

提案項目			評価の視点	配点
大	中	小		
			<p>ているか。</p> <p>①巡視・保守点検の手法、サイクル</p> <p>②異常・損傷の程度に応じた修繕方法</p>	
(3)お客さまサービス				30
	ア	収益性の向上	<p>(実現性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 給水収益の増収策として実施する新たな料金プランや新規開始支援策等について、利用者ニーズの分析を踏まえるとともに、関係法令に抵触しないことを確認する等、実現性のあるものとなっているか。</li> <li>● 増収策について、その実現に向けた積極的かつ具体的な計画が立てられているか。</li> <li>● 新規需要の開拓については、上水道ではない他の水使用（地下水や河川水等）からの転換や、新規利用者の誘致等に重点を置いたものになっているか。</li> <li>● 任意事業を行う場合、特定事業の経営に資することが期待できるものになっているか。</li> </ul> <p>(収益の規模)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 増収策により得られる収益額及びこれに要する費用の見立て方が、妥当なものになっているか。 (費用の回収可能性について、十分に考慮されているか)</li> <li>● 任意事業を行う場合、収益及び費用の見立て方が妥当なものになっているか。</li> </ul> <p>(持続性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 新たな料金プランや新規開始支援策が、事業期間終了後も含めた収益性の高い事業構造の実現につながる内容となっているか。</li> </ul>	
	イ	お客さまサービス	<p>(営業（水道メーター点検、利用料金の収納等）)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 水道メーターの点検の実施について、具体的かつ実現可能な手法が示されているか。（定例点検方法、利用者情報の管理システム等）</li> </ul>	

提案項目			評価の視点	配点
大	中	小		
			<ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用料金の収納方法が、利用者にとって利便性の高いものになっているか。(払込方法の種類、未収債権への対応等)</li> <li>● 利用者への情報発信の方法等が、事業の理解が得られるものになっているか。</li> <li>● 新サービスの導入など、利用者の利便性向上に努めているか。</li> <li>● お客さまサービス全般が、事業期間終了後も含めたサービスの連続性に配慮したものになっているか。 (誤接合防止等)</li> <li>● その他関連業務(内部施設の確認や上水道等との誤接合防止、給水の水質異常時等)への対応に関して、市の実施内容を踏まえ、適切かつ具体的な内容が示されているか。</li> </ul>	
<b>3 適正な業務品質の確保を担保する取組み</b>				<b>20</b>
	(1) セルフモニタリング計画			20
	ア	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全体方針、実施体制、体制図、責任者は、要求水準の充足を確保するために、合理的かつ十分なものとなっているか。</li> </ul>	
	イ	実施方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 要求水準の充足の確認方法(確認項目、確認方法、頻度、確認者等)、重点確認項目が明確に示され、要求水準の充足を確認できるものであり、P D C Aの役割を果たしているか。</li> <li>● 要求水準未達時の是正措置への対応方法が、具体的に示されており、適正かつ速やかなものとなっているか。</li> <li>● セルフモニタリング結果の公表に関する方針、内容、頻度、方法等が具体的で十分なものであるか。</li> </ul>	
<b>4 災害及び事故への対応</b>				<b>10</b>
	(1) 市域内外での地震等災害や事故発生時における事業継続措置			10
	ア	災害への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「大阪市地域防災計画」及び「大阪市水道局事業継続計画」の趣旨を理解し、市の体制と整合を取りつつ、迅速かつ適切な体制・対応方法等が</li> </ul>	

提案項目			評価の視点	配点
大	中	小		
			定められているか。	
		イ 事故への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 要求水準書（案）の趣旨を理解し、市の体制と整合を取りつつ、迅速かつ適切な体制・対応方法等が定められているか</li> </ul>	
<b>5 価格評価</b>				<b>40</b>
	(1) 運営権対価及び一部負担金の額			40
<b>合計点</b>				<b>200</b>